法人税額の特別控除）、第六十八条の十五の二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が同法第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）、第六十八条の十五の三（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）（連結親法人が同条第一項に規定する中小連結親法人に該当する場合であつて同項の規定の適用を受ける場合に限る。）、第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十五の五（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）（連結親法人が同条第一項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）又は第六十八条の十五の六第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が同法第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）の規定

(2)　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項若しくは第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第二十五条の二の三第二項若しくは第三項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は第二十五条の三から第二十五条の三の三まで（連結法人が復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定

(3)　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次号ホにおいて「平成二十四年旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第三項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

二　当該連結事業年度における次に掲げる金額のうち各連結法人に帰せられる金額

イ　租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五の四第五項の規定により法人税の額に加算する金額

ロ　租税特別措置法第六十八条の六十七第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は第六十八条の六十九第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により法人税の額に加算する金額

ハ　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百十条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により法人税の額に加算する金額

ニ　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により法人税の額に加算する金額

ホ　平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第五項の規定により法人税の額に加算する金額

ヘ　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。ヘにおいて「平成二十七年改正法」という。）附則第八十四条第四項（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（ヘにおいて「平成二十七年旧措置法」という。）第六十八条の九第十一項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（ヘにおいて「平成二十五年旧措置法」という。）第六十八条の九の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税の額に加算する金額から、当該加算する金額のうち、平成二十七年旧措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、平成二十七年旧措置法第六十八条の九の二第一項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成二十七年旧措置法第六十八条の九第一項から第三項まで又は平成二十五年旧措置法第六十八条の九の二第一項若しくは第二項の規定により読み替えられた平成二十五年旧措置法第六十八条の九第一項から第三項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額に係る部分の金額を控除した金額

第百五十五条の二十七第二項中「となる法」を「となる利子等（法」に、「以下この項において「利子等」という」を「同条第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下第百五十五条の二十八（連結控除限度額の計算）までにおいて同じ」に改め、同条第四項中「第十五号」を「第十四号」に改め、同条第五項第二号中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改める。

第百五十五条の二十七の二を次のように改める。

（連結国外所得金額）

第百五十五条の二十七の二　法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する政令で定める金額は、連結法人の各連結事業年度の次に掲げる国外源泉所得に係る連結所得の金額の合計額とする。

一　法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に掲げる国外源泉所得

二　法第六十九条第四項第二号から第十六号までに掲げる国外源泉所得（同項第二号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に掲げる国外源泉所得にあつては、同項第一号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除く。）

第百五十五条の二十七の二の次に次の二条を加える。

（国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算）

第百五十五条の二十七の三　連結法人の各連結事業年度の前条第一号に掲げる国外源泉所得（以下この条において「国外事業所等帰属所得」という。）に係る連結所得の金額は、連結法人の当該連結事業年度の国外事業所等（法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外事業所等をいう。次項において同じ。）を通じて行う事業に係る益金の額から当該連結事業年度の当該事業に係る損金の額を控除した金額とする。